

令和6年安曇野市議会 12月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 25 号	1
報告第 26 号	2
報告第 27 号	3
議案第 101 号	4
議案第 102 号	5
議案第 103 号	6
議案第 104 号	7
議案第 105 号	8
議案第 106 号	9
議案第 107 号	10
議案第 108 号	15
議案第 109 号	16
議案第 110 号	18
議案第 111 号	19
議案第 112 号	20

報告第 25 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市穂高北穂高 2833 番地における公用車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 6 年 9 月 30 日付けで専決処分したものです。

1. 和解の相手方

市外在住者です。

2. 事故の概要

令和 6 年 7 月 23 日、株式会社エイワ穂高工場駐車場内において、停車させた公用車のサイドブレーキをかけ忘れたため、公用車が動き出し、相手方の車両のバンパーに衝突し損傷させた物損事故です。

3. 和解の内容

本件事故の原因は、指定管理者雇用者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100%とし、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 269,904 円を支払うものです。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（屋外広告物条例許可申請に関する損害賠償）

別紙をお願いいたします。

屋外広告物条例許可申請に関する損害賠償金の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 11 月 5 日付けで専決処分したものです。

1 損害賠償の相手方

屋外広告物設置者です。

2 事件の概要

令和元年度に許可申請書の提出があった「穂高北穂高 2777-3」の地上設置広告物については、適用除外基準に適合する申請不要な屋外広告物であったが、審査を誤り許可証の交付をしました。

許可期間は 5 年であり、令和 6 年 9 月 6 日に許可更新申請が提出されましたが、許可申請が不要な屋外広告物であるため、許可更新申請に要した費用について賠償するものです。

3 合意の内容

本事件の原因は、安曇野市の審査誤りであるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は本事件の損害の解決金として、相手方に対し 38,500 円を賠償するものとする。

なお、本事件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しました。

説明は、以上です。

報告第 27 号

令和 6 年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査に係る追加の補正予算として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,900 万円を増額し、522 億 6,100 万円としたもので、令和 6 年 10 月 9 日付けで専決処分しております。

補正予算説明書により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入部分です。
（事項別明細書は予算説明書の 11 ページからとなります。）

16 款 県支出金は、5,804 万 3 千円の増額です。

3 項 県委託金で、全額「衆議院議員選挙委託金」の増額です。

19 款 繰入金は、95 万 7 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金繰入金」の増額です。

以上が歳入の概要です。

4 ページの歳出です。
（事項別明細書は予算説明書の 13 ページからとなります。）

2 款 総務費は、5,900 万円の増額です。

4 項 選挙費で、全額、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙執行のための経費です。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 15 ページからの給与費明細書をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 101 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

本改正案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されるため、「懲役」及び「禁錮」に係る規定を有する次に掲げる条例を一括で改正するものです。

- (1) 安曇野市法定外公共物管理条例
- (2) 安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- (3) 安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (4) 安曇野市の適正な土地利用に関する条例
- (5) 安曇野市情報公開・個人情報保護審査会条例
- (6) 安曇野市個人情報保護法施行条例

本改正は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 102 号

督促手数料の徴収廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

本改正案は、市税等の督促手数料の徴収を廃止するにあたり、次に掲げる条例を一括で改正するものです。

- (1) 安曇野市税条例
- (2) 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例
- (3) 安曇野市道路占用料条例
- (4) 安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例
- (5) 安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例
- (6) 安曇野市準用河川占用料条例

第 1 条改正から第 6 条改正まで、各条例で督促状 1 通について 100 円の督促手数料を徴収している規定を、督促手数料は徴収しないとの規定に改めるものです。

本改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 103 号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

本改正案は、証明書コンビニ交付サービスに係る交付手数料の減額により、コンビニ交付の利便性を促進させることで窓口混雑の緩和を図り、住民サービスの向上を図るため条例の一部改正を行うものです。

改正の内容ですが、条例第 3 条及び第 8 条について、今回の改正に併せて文言を整理し内容を改めます。第 2 条関係の別表の 1、同表の 8、同表の 14 の各項中の「区分」の項目について文言を改め、「金額」の項目について証明書コンビニ交付サービスを利用する場合は、交付手数料を 100 円減額する旨を追加します。

附則として施行日を令和 7 年 1 月 4 日からとし、第 3 条及び第 8 条については公布の日からとするものです。

説明は、以上です。

議案第 104 号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

本改正案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなることに伴い、医療機関等において療養の給付等を受ける際に提示する「被保険者証等」を、長野県通知において規定する「被保険者であることを示す証明書」に改めるものです。そのほか、こども家庭庁の発足により、厚生労働省の所管機能の一部がこども家庭庁に移管され、省令の名称が変更されたことに伴う改正です。

主な改正内容は、第 2 条第 8 号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改めます。

また、第 7 条並びに第 8 条第 2 項及び第 4 項中「被保険者証等」を「被保険者であることを示す証明書」に改めるものです。

本改正は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 105 号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の一部改正に伴い、条例に規定する特定個人情報を独自に利用する事務の名称を改めるものです。

改正の内容は、生活に困窮する外国人に対して同法に準じて支給する「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めるものであり、高校卒業後の新生活の立ち上げ費用の支援を行うために、進学に加え、安定した職業に就くことが見込まれる場合についても給付対象とするものです。

改正点について説明します。

別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 中に規定する事務のうち、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めます。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 106 号

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

本改正案は、児童クラブを長期休業のみ利用する場合の負担金について、利用実態に沿った算定方法に変更することで、利用者の金銭的負担の軽減及び算定誤りの防止を図るため条例の一部改正を行うものです。

改正の内容は、条例第 2 条中、「毎月末日」のあとに「(次項第 2 号に該当する場合は、利用した日の属する月の翌月末日)」を追加し、また、同条第 2 項第 2 号中「申込利用日数」を「属する月の利用日数」に改めるものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 107 号

令和 6 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 4 号）

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,700 万円を追加し、525 億 3,800 万円とします。

現時点までの予算執行状況を分析し、令和 6 年度末までの予算に過不足が生じることが予測されるもの、翌年度当初からの事業実施のため令和 6 年度中に対応が必要となる事業等について計上しています。

補正予算説明書により説明します。

3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となります。
（事項別明細書は予算説明書の 13 ページからとなります。）
主なものに限り説明します。

1 款 市税は、6 億 5,654 万 6 千円の増額です。

1 項 市民税で「市民税現年課税分」（4 億 7,000 万円）の増額です。

2 項 固定資産税で「固定資産税現年課税分」（1 億 8,600 万円）の増額が主なものです。

10 款 地方特例交付金は、1,639 万 3 千円の増額です。

1 項 地方特例交付金で、全額、「個人住民税減収補填特例交付金」の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、31 万 2 千円の減額です。

1 項 使用料で、三郷公民館使用料（△40 万 7 千円）の減額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、1 億 3,756 万 1 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、1 億 3,688 万 7 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（7,252 万円）、「障害児入所給付費等負担金」（6,304 万 5 千円）の増額が主なものです。

2 項 国庫補助金で、67 万 4 千円の増額です。「自立支援給付支払システム改修補助金」（53 万 9 千円）の増額が主なものです。

16 款 県支出金は、8,614 万 2 千円の増額です。

1 項 県負担金で、6,354 万 2 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（3,146 万円）、「障害児入所給付費等負担金」（3,152 万 2 千円）の増額が主なものです。

2 項 県補助金で、1,560 万円の増額です。「子ども・子育て応援市町村交付金」（712 万 1 千円）、「農地利用集積事業補助金」（435 万円）の増額が主なものです。

3 項 県委託金で、700 万円の増額です。全額、「県民税徴収事務委託金」の増額です。

17 款 財産収入は、3,906 万円の増額です。

1 項 財産運用収入で、全額、「(株)三郷農業振興公社解散に伴う出資金」の払戻しです。

18 款 寄附金は、2 億 441 万 1 千円の増額です。

1 項 寄附金で、「ふるさと寄附金」(2 億 38 万 6 千円)の増額が主なものです。

19 款 繰入金は、1 億 8,477 万 8 千円の減額です。

2 項 基金繰入金で、「減債基金繰入金」(△1 億 9,000 万円)の減額、「入学準備金貸付基金繰入金」(1,580 万円)の増額が主なものです。

21 款 諸収入は、1 億 2,312 万 3 千円の減額です。

2 項 預金利子で、6 万 4 千円の増額です。全額、「市歳計現金預金利子」の増額です。

5 項 雑入で、1 億 2,318 万 7 千円の減額です。「新型コロナウイルス定期接種ワクチン助成金」(△1 億 1,952 万円)の減額が主なものです。

22 款 市債は、5 億 5,490 万円の減額です。

1 項 市債で、「保育所建設事業(特例債)」(△2 億 2,840 万円)、「保育所建設事業(施設整備事業債)」(△2 億 3,580 万円)の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

4 ページの歳出です。

(事項別明細書は予算説明書の 21 ページからとなります。)

1 款 議会費は、168 万 1 千円の増額です。

1 項 議会費で、全額、職員給与等の増額に伴う「議会費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 23 ページからとなります。)

2 款 総務費は、3 億 848 万 7 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、3 億 444 万 4 千円の増額です。ふるさと寄附金の増額見込みに伴う積立金及び返礼品分として「寄付採納事務」(2 億 8,941 万 6 千円)の増額、青少年交流事業の継続と充実を図るため基金積立金として「国際友好交流事業」(1,000 万円)の増額が主なものです。

2 項 徴税費で、147 万 2 千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「税務総務費」(135 万 6 千円)の増額が主なものです。

3 項 戸籍住民基本台帳費で、195 万 1 千円の増額です。全額、職員給与等の増額に伴う「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

4 項 選挙費で、62 万円の増額です。全額、職員給与等の増額に伴う「選挙管理委員会事務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 33 ページからとなります。)

3 款 民生費は、1 億 3,430 万円の減額です。

- 1 項 社会福祉費で、3 億 881 万 5 千円の増額です。障害福祉サービス利用者の増加に伴う「障がい者支援事業」(2 億 7,223 万 1 千円)の増額、子どもの医療無償化に向けたシステム改修費等として「福祉医療費給付事業」(1,771 万 2 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 児童福祉費で、4 億 4,369 万 7 千円の減額です。ひとり親家庭、低所得世帯の子ども的高校・大学等の受験料を補助する費用等として「児童福祉総務費」(1,714 万 1 千円)の増額、三郷西部認定こども園の事業費確定、三郷東部認定こども園の年度内支払額確定に伴う「公立認定こども園整備費」(△4 億 7,595 万 5 千円)の減額が主なものです。
- 3 項 生活保護費で、58 万 2 千円の増額です。明科社会就労センターの施設修繕として「社会就労センター管理費」(45 万 7 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 45 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、9,020 万 1 千円の増額です。

- 1 項 保健衛生費で、8,913 万 6 千円の増額です。令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等の事業費確定に伴う国への返還金として「予防接種事業」(7,842 万 9 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 清掃費で、106 万 5 千円の増額です。穂高広域施設組合への負担金等として全額、「清掃費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 49 ページからとなります。)

5 款 労働費は、1 万 6 千円の増額です。

- 1 項 労働費で、全額、パートタイム会計年度任用職員諸手当の増額に伴う「労働雇用対策事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 51 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、3,334 万 7 千円の増額です。

- 1 項 農業費で、1,398 万 4 千円の増額です。ニホンザル追払い隊の活動経費として「有害鳥獣駆除対策」(361 万 2 千円)の増額、ほ場整備(久保田・塚原地区)に伴う担い手への農地集積補助金として「担い手支援事業」(435 万 1 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 林業費で、1,350 万 7 千円の増額です。松くい虫被害対策補助金として「松くい虫被害対策事業」(1,000 万円)の増額が主なものです。
- 3 項 耕地費で、585 万 6 千円の増額です。土地改良事業補助金として「市単土地改良事業」(313 万 7 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 57 ページからとなります。)

7 款 商工費は、4,325 万 9 千円の増額です。

- 1 項 商工費で、4,325 万 9 千円の増額です。生産設備取得等に係る補助金として「工業振興事業」(1,202 万 6 千円)の増額、制度資金保証料補給金等として「市制度資金貸付事業」(2,165 万 1 千円)の増額、悪天候によるチケット収入、駐車場収入が減少した安曇野花火への補助金として「観光イベント事業」(270 万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 59 ページからとなります。)

8 款 土木費は、9,312 万 2 千円の減額です。

- 1 項 土木管理費で、255 万円の増額です。職員給与等の増額に伴う「土木総務費」(250 万円)の増額が主なものです。
- 2 項 道路橋梁費で、145 万 8 千円の減額です。除雪車両購入費の確定に伴う「除雪対策費」(△250 万 8 千円)の減額、黒沢川調整池建設に伴う市道改良事業として「社会資本整備総合交付金事業」(100 万円)の増額が主なものです。
- 3 項 河川費で、7,830 万円の減額です。内水対策事業において施工箇所の変更により事業完了が令和 7 年度になることから債務負担行為を設定したことにより全額、「河川総務費」の減額です。
- 4 項 都市計画費で、1,591 万 4 千円の減額です。市道明科4145号線道路改良工事において事業完了が令和 7 年度になることから債務負担行為を設定したことにより「都市再生整備計画事業(都市整備分)」(△2,100 万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 63 ページからとなります。)

9 款 消防費は、330 万円の増額です。

- 1 項 消防費で、全額、職員給与等の増額に伴う「災害対策費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 65 ページからとなります。)

10 款 教育費は、2,413 万 1 千円の増額です。

- 1 項 教育総務費で、2,470 万 1 千円の増額です。職員給与等の増額、高校・大学等への入学準備金貸付事業の所得要件を緩和したことから申請者が増加する見込みのため「事務局費」(2,296 万 8 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 小学校費で、1,873 万 2 千円の増額です。三郷小学校長寿命化改良工事において追加設計業務が生じたことから「小学校施設改修事業」(1,750 万円)の増額が主なものです。
- 3 項 中学校費で、293 万 5 千円の増額です。学校施設における物品修繕等に伴う「中学校総務管理費」(217 万 6 千円)の増額が主なものです。
- 4 項 幼稚園費で、121 万 7 千円の増額です。全額、職員給与等の増額に伴う「幼稚園運営費」の増額です。
- 5 項 社会教育費で、2,368 万 6 千円の減額です。穂高交流学习センターの空調設備等の修繕に伴う「交流学习センター等管理費」(1,008 万 9 千円)の増額、穂高会館自家発電設備更新工事の計画変更に伴う「穂高公民館管理費」(△3,730 万円)の減額が主なものです。
- 6 項 保健体育費で、23 万 2 千円の増額です。全額、指定寄附を活用したマウンテンバイクコースの案内のぼり旗作成等による「社会体育施設管理費」の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 79 ページからとなります。)

12 款 公債費は、長期借入金償還元金に伴う財源変更となります。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 81 ページからの給与費明細書をご覧ください。

6 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」です。

追加については、本庁舎総合管理業務など事業の早期着手によるものが 13 事業、豊科農産物加工交流センターの指定管理業務によるものなどその他の理由によるものが 4 事業の合計 17 事業について、今年度からの複数年契約となるため債務負担行為を新たに設定するものです。

変更については、バスの賃貸借において契約期間を見直したことによる期間及び限度額の変更になります。

7 ページの「第 3 表 地方債補正」です。

変更については、三郷西部認定こども園建設事業、三郷東部認定こども園建設事業の年度内支払額確定による旧合併特例事業債（民生費）の限度額の変更、内水対策事業において債務負担行為を設定したことによる緊急自然災害防止対策事業債の限度額の変更、国の地方債計画による減額調整により過疎対策事業債（土木費）の限度額の変更となります。

廃止については、三郷東部認定こども園建設事業の年度内支払額が確定したことによる施設整備事業債（民生費）を廃止するものです。

以上により、市債の補正額は 5 億 5,490 万円の減額となり、補正後の発行予定額は 67 億 246 万 7 千円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 84 ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 108 号

令和 6 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 94 億 3,629 万 1 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入から説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、13 万 6 千円の増額です。特別会計を運営するための事務経費で、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。歳出の 1 款 総務費の一般管理費及び 4 款 保健事業費の保健事業費に財源充当します。

続きまして、歳出について説明します。

（事項別明細書は、11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、8 万 7 千円の増額です。会計年度任用職員の期末・勤勉手当の改定による増額です。

4 款 保健事業費 1 項 保健事業費は、4 万 9 千円の増額です。訪問事業の増加を見込む会計年度任用職員の報酬の増額と、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の改定による増額です。

7 款 諸支出金 1 項 償還金利子及び還付加算金は、50 万円の増額です。今年度上半期の執行状況を踏まえた一般被保険者保険税の還付金の増額です。

（事項別明細書は、13 ページからとなります。）

8 款 予備費 1 項 予備費は、50 万円の減額です。7 款 諸支出金への予算調整による減額です。

説明は、以上です。

議案第 109 号

令和 6 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,013 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 8,521 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 補正額は、250 万 6 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、補正額 200 万円の増額です。高額介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、増額を見込むものです。

2 項 国庫補助金は、補正額 50 万 6 千円です。高額介護・予防サービス費の事業費及び介護予防普及啓発事業、地域包括支援センター運営事業の増額補正に伴い、増額するものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 270 万 5 千円の増額です。高額介護・サービス費の事業費及び介護予防普及啓発事業の増額補正に伴う支払基金交付金の増額するものです。

5 款 県支出金 補正額は、127 万 2 千円の増額です。

1 項 県補助金は、補正額 125 万円の増額です。高額介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、増額するものです。

2 項 県補助金は、補正額 2 万 2 千円の増額です。介護予防普及啓発事業、地域包括支援センター運営事業の増額補正に伴い、増額するものです。

（11 ページになります。）

8 款 繰入金 補正額は、364 万 7 千円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 247 万 2 千円の減額です。低所得者保険料負担金の交付決定により一般会計からの繰入金を減額するものです。

2 項 基金繰入金は、611 万 9 千円の増額です。高額介護・予防サービス費の事業費及び介護予防普及啓発事業、地域包括支援センター運営事業の増額補正に伴い、基金繰入金を増額するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

(事項別明細書は13ページからとなります。)

2款 保険給付費 3項 高額介護サービス等費は、1,000万の増額です。国保連合会からの情報に基づき、給付に必要な金額を再計算したことにより増額するものです。

3款 地域支援事業 補正額は、13万円の増額です。

1項 介護予防事業は2万2千円の増額、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の増額によるものです。

2項 包括的支援事業・任意事業は10万8千円の増額、会計年度任用職員の期末・勤勉手当の増額によるものです。

説明は、以上です。

議案第 110 号

令和 6 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 3 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度安曇野市上水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支 出）

第 1 款 水道事業費用 補正予定額 852 万 9 千円の増額

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（１）職員給与費 補正予定額 799 万 5 千円の増額

次に、補正予算書により御説明します。

11、12 ページをご覧下さい。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費の、既決予定額を 672 万 9 千円、3 目総係費を 180 万円それぞれ増額するものです。

増額の理由は、職員給料等人件費及び被服費につきましては、職員の人事異動及び職員手当等の増額によるものです。

燃料費につきましては、給水作業等による公用車の燃料代の増加に伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 111 号

令和 6 年度安曇野市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算 第 3 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収 入）

第 1 款 下水道事業収益 補正予定額 1 億 7 万円の増額

（支 出）

第 1 款 下水道事業費用 補正予定額 34 万円の増額

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 補正予定額 34 万 9 千円の増額

次に、補正予算書により御説明します。

11、12 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、収入

1 款下水道事業収益 2 項営業外収益 3 目雑収益の既決予定額を 1 億 7 万円増額するものです。

増額の理由は、前年度分 流域下水道維持管理負担金の確定によるものです。

続きまして、支出。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管きょ費の既決予定額を 1 万 6 千円、6 目総係費を 32 万 4 千円それぞれ増額するものです。

増額の理由は、職員手当の増額に伴うものです。

説明は、以上です。

議案第 112 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 2 路線ございます。

整理番号 1 の三郷 5068 号線、整理番号 2 の穂高 2538 号線は、共に宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。

路線の位置につきましては、次ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。